

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年1月6日（平成28年（行情）諮問第3号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行情）答申第86号）

事件名：特定事業場に対して特定期間に交付された是正勧告書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事業場に対して特定期間に交付された是正勧告書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、三重労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年8月20日付け三労開第27-8号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

犯罪被害にあったので、業務起因遂行性がある労災請求をしたいので開示してほしい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成27年7月21日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定事業場に対して特定期間に交付した年次有給休暇、就業規則、労働契約に係る是正勧告書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年10月7日付け（同月8日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求は、本件行政文書の特定に不備がある旨の不服申立てであると考えられるが、下記3のとおり、原処分における本件行政文書の特定は適正に行われており、法9条2項の規定に基づき、本件対象文書を保有

していないとして、不開示決定を行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書については、存在するとすれば、特定事業場に対して、特定期間に三重労働局管内に所在する労働基準監督署が交付した年次有給休暇、就業規則、労働契約に係る是正勧告書の控えと判断した。

(2) 本件対象文書を保有していないことについて

是正勧告書については、労働基準監督署に所属する労働基準監督官が、管内に所在する事業場に臨検監督指導を実施した際、労働基準関係法令に係る違反を認めたときに、その違反事項について是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する行政文書である。

労働基準監督署においては、すべての監督指導について監督年月日や指導事項等の情報をシステムに入力して管理しているため、特定事業場に対して特定期間に是正勧告書を交付しているかどうかについては、当該システムにおいて、事業場名と期間を条件として検索を行えば、明らかとなるものである。

処分庁において、当該システムにより検索したところ、条件に合致する情報は存在せず、特定事業場に対して特定期間に是正勧告書を交付していないことが判明している。

したがって、本件対象行政文書は、作成しておらず、保有していないとの処分庁の判断は諮問庁としても是認し得るものである。

なお、処分庁では、念のため行政文書を保管する書庫等を探索しているが、特定期間中に作成された是正勧告書控えは認められなかったところである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「犯罪被害にあったので業務起因遂行性がある労災請求をしたいので開示してほしい（原文ママ）」と主張しているが、法に基づく開示請求権は何人に対しても等しく認められるものであることから、開示請求者の個別的事情によって、開示決定等の結論に影響を及ぼすものではなく、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 平成29年5月25日 審議

④ 同年6月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、検討する。

2 本件開示請求について

(1) 本件対象文書は、「特定事業場に対して、特定期間に三重労働局管内に所在する労働基準監督署が交付した年次有給休暇、就業規則、労働契約に係る是正勧告書の控え」であり、特定事業場に是正勧告が行われたことを前提として、当該是正勧告書の控えの開示を求めるものである。

したがって、本件対象文書の存否を明らかにすると、特定事業場が労働基準監督機関から労働関係法令違反がある旨の指摘を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。

本件存否情報が公にされた場合には、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

(2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子